

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	文化財・生涯学習課	整理番号	2-3-15
処分の種類	史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可取消、行為停止命令			
根拠法令条例等・条項	文化財保護法第125条第3項			
処分の概要	史跡名勝天然記念物に関し、現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可を受けた者が、その許可の条件に従わなかったとき、停止の命令又は許可の取消を行う。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(処分の先例がないため)			
基準の制定根拠				